

# 船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月7日 18時00分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市野原港北東方沖 成生岬灯台から真方位243° 1.5海里付近 (概位 北緯35° 35.5′ 東経135° 26.1′)
事故の概要	漁船貢栄丸は、操業中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年11月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 貢栄丸、0.5トン
船舶番号、船舶所有者等	KT3-10671（漁船登録番号）、個人所有 第251-18881号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船側外板に欠損、船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約29℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、さざえ漁の網（以下「さざえ網」という。）を仕掛ける目的で野原港を出航した。</p> <p>船長は、野原港北東方沖でさざえ網を仕掛けた後、ふだん操業しているときよりも波が高かったので、約7日前に岩場（以下「本件岩場」という。）の近くの水深の浅い所に仕掛けたさざえ網が本件岩場に打ち上げられるかもしれないと思い、同網を揚収することとした。</p> <p>船長は、本船を本件岩場の近くに移動させ、船首を西方に向けて船外機を中立とし、揚網機を作動させて船首部から揚網作業を行っていたところ、本船は右舷方からの高波を受けて左舷方の本件岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件岩場に降りて、本船を沖の方に押し出そうとしていたところ、本船が引き波により海側に戻されて転覆した際、体勢を崩して落水した。</p> <p>船長の親族は、操業中の船長に電話したときに約10分後に帰航すると聞いていたが、本船が帰航しなかったので118番通報した。</p> <p>船長は、泳いで野原港に戻った。</p> <p>本船は、後日、水産会社の船舶によって引き揚げられた後、陸揚げされた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。所持していた携帯電話は船長が本船に置いていたので、本船が転覆した際に水没した。</p>

	<p>本船の喫水は、船首尾とも約0.3mであった。</p>
分析	<p>本船は、波高約1.0mの波がある状況下、船長が本件岩場の近くで揚網作業を行ったことから、高波を受けて本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、さざえ網を仕掛ける目的で出航したが、波が高いことを認め、約7日前に本件岩場の近くの水深の浅い所に仕掛けたさざえ網が本件岩場に打ち上げられるかもしれないと思ったことから、本件岩場の近くで揚網作業を行ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、波高約1.0mの波がある状況下、本船が、本件岩場の近くで揚網を行ったため、高波を受けて本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、波が高いときに岩場の近くで操業しないこと。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>